

## 第 1 4 回大阪府環境審議会会議録

開催日 平成 1 2 年 8 月 3 日

場 所 プリムローズ大阪

## 第14回大阪府環境審議会会議録

開 会 午後2時

司会（前川補佐） 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第14回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産総務課の前川でございます。よろしく願いいたします。

皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、大阪府におきましては、省エネルギーの推進、温室効果ガスの排出抑制を図るため「関西夏のエコスタイルキャンペーン」に取り組んでいるところでありますが、本審議会におきましても軽装での出席をお願いいたしましたところ、ご協力いただき、ありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、太田大阪府知事からごあいさつを申し上げます。

太田知事 太田でございます。第14回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、大変ご多忙の中、そしてお暑い中、こうしてご参集を賜りまして大変ありがとうございます。また、日ごろから、大阪府の環境行政をはじめといたしまして府政全般、広くご支援、ご協力いただいておりますこと、この場をおかりいたしまして御礼を申し上げます。

さて、大阪府におきましては、良好で快適な環境を享受できる「豊かな環境都市・大阪」の実現に向けて、全庁一丸となって、これまでもさまざまな取り組みを進めてまいりました。しかし、依然といたしまして、廃棄物や自動車公害といった都市・生活型の公害から、地球温暖化をはじめとする地球的規模での問題、さらにはダイオキシンに代表される有害化学物質の問題など、さまざまな環境問題が生じておりまして、これらの問題の解決あるいは克服のためには、環境への負荷を可能な限り小さくする循環型社会を構築することが重要であると考えております。

大阪府では、このような状況を踏まえまして、新しい環境総合計画を平成13年度を目途に策定いたしまして、府民の皆様とともに21世紀にふさわしい循環型都市を形づくってまいりたいと考えております。

本日は、この環境総合計画とあわせまして、水質の総量削減計画についても諮問をさせていただきますが、委員の皆様方には、豊かな環境の保全と創造に向け、忌憚のない活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様方には、大阪府政に対する変わらぬご理解、ご協力を心からお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。本日は大変ありがとうございます。

司会（前川補佐）　　続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。時間の都合により、今般新しく委員をお引き受けいただいた方につきましてご紹介させていただきたいと存じます。

#### （新委員紹介）

以上で、新しくご就任いただきました委員のご紹介を終わります。

また、環境審議会の幹事にご就任いただいております方々並びに事務局の職員につきましては、お手元にお配りしております配席表に名前を書いておりますので、紹介を省かせていただきます。

それでは、ただいまから議事に移らせていただきます。

なお、本日、委員定数43名のうち31名の方の出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

まず、議事1の会長の選出等についてでございますが、これは本年7月末の学識経験者委員の任期満了に伴いまして、新たに会長並びに会長代理の選出をお願いするものでございます。

なお、会長が決まりますまで、私がこの場所で仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

会長は、環境審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験者の中から委員の互選によって選出していただくこととなっております。会長の選出について、いかがいたしましょうか。

難波委員　　私は、これまで会長代理をお務めいただきました相賀委員にお願いしたいと思えます。

司会（前川補佐）　　いかがでしょうか。——ただいま、相賀委員に会長をお願いしてはどうかとのご意見をいただきました。委員の皆様にお諮りします。相賀委員に会長をお

願いすることでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、相賀委員に会長をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。  
相賀会長、恐れ入りますが、会長席へお移りいただけますでしょうか。

〔相賀会長 会長席に着く〕

それでは、これ以降の議事につきましては、相賀会長をお願いいたしたいと思います。  
よろしく願いいたします。

相賀会長 相賀でございます。この審議会は、ご承知のように、環境総合計画をはじめ、大阪府における環境の保全に関し、基本的なことを調査審議するという大変重要な会議でございます。その中で会長という重責をあずかることになりました。その責任の重さにつきまして、痛感しております。大変微力ではありますが、皆様方のご協力、ご支援によりましてこの職を務めさせていただきたい、そう思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単であります、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願い致します。

それでは、引き続き議事を進めさせていただきます。

最初に、会長代理の選任についてでございますが、大阪府環境審議会条例——以後「条例」と略させていただきますが、この第4条第3項によりますと、会長が学識経験者の委員の中から会長代理を指名することとなっております。私としましては、大阪商業大学教授の前田委員に会長代理をお願いしたいと思いますが、前田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

前田委員 前田でございます。大変に大きな責務で心もとない限りでございますけれども、皆様のご指導をいただきながら相務めさせていただきたいと考えます。

相賀会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ会長代理席へお移りください。

〔前田会長代理 会長代理席に着く〕

次に、議事2に移らせていただきます。太田知事から、2件の諮問をお受けしたいと思っております。

太田知事 それでは、諮問文を読ませていただきます。

環境基本条例に基づく環境総合計画について（諮問）

標記計画の策定にあたり、大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）第9条第3項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願いいたします。

〔太田知事より相賀会長に諮問文書手交〕

化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画  
及び総量規制基準について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素及び磷に係る第5次総量削減計画の策定、化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成8年大阪府告示第1243号）の改定並びに窒素及び磷に係る総量規制基準の設定について、貴審議会の意見を求めます。

よろしく願いいたします。

〔太田知事より相賀会長に諮問文書手交〕

司会（前川補佐） まことに申しわけございませんが、太田知事は次の公務の都合で、ここで退席させていただきます。どうかご了承いただきますようお願いいたします。

〔太田知事 退席〕

相賀会長 今、太田知事から当審議会に対しまして、2件の諮問がなされました。今後、当審議会の場において十分議論を重ねた上、答申してまいりたい、そう思っておりますので、委員の皆様、どうぞよろしくご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事を進めさせていただきますが、その前に、ここで本日の資料の確認を事務局からお願いします。

事務局（前川補佐） 本日の資料を確認させていただきます。

（配付資料確認）

相賀会長 それでは、お手元の会議次第に従いまして、引き続き議事を進めさせていただきます。

議事3の環境基本条例に基づく環境総合計画の諮問に関する趣旨及び背景につきまして

て、事務局から説明してください。

事務局（村井課長） 先ほど知事の方から相賀会長に諮問文をお渡しいたしました。資料1-1の諮問文の裏面をごらんいただきたいと存じます。ここに諮問の趣旨について説明を記述しておりますので、まずこれを朗読させていただきます。

大阪府環境基本条例では、第9条において、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な目標及び施策の大綱等を掲げた環境総合計画を策定することとしております。

このため、本府におきましては、貴審議会のご意見をいただき、2025年を見通しつつ、2001年度（平成13年度）までを計画期間とする大阪府環境総合計画を平成8年3月に策定し、「豊かな環境都市・大阪」の実現に向けて、各種施策の総合的かつ計画的な推進に努めているところです。

しかながら、環境を巡る社会情勢は、自動車による大気汚染など都市・生活型公害や地球温暖化をはじめとする地球規模での問題、さらにはダイオキシン類に代表される有害化学物質の問題など、近年、ますます多様化、複雑化してきております。

また、国におきましては、地球温暖化対策推進法やダイオキシン類対策特別措置法、循環型社会形成推進基本法等、環境に対する新たな法整備が進むとともに、環境基本計画の見直し作業を行うなど、「環境の世紀」と呼ばれる21世紀を見据えた取り組みが進められております。

本府といたしましても、こうした状況を踏まえながら、循環型社会づくり等、今日的な課題に対応するため、新たな環境総合計画を策定する必要があると考えております。

つきましては、この計画策定にあたり、長期的な目標や施策の展開についての考え方など基本的な事項について、貴審議会の意見を求めるものです。

諮問の趣旨は、以上のとおりでございます。

お手元に「大阪府環境総合計画 =循環・共生型社会をめざして=」という冊子と、「大阪府新環境総合計画（NEW STEP21）」という冊子をお配りしておりますが、薄い方の「大阪府環境総合計画」の後ろから3枚目、「資料7」とページを打っておりますところをごらんいただきたいと存じます。大阪府環境基本条例でございます。

その資料9ページでございますが、条例第9条に「環境総合計画の策定」という条文がございます。ここで、環境総合計画に定めるものとしたしまして、第1号として、豊

かな環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱、第2号として、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を規定いたしております。

本条例に基づく初めての環境総合計画は平成8年3月に策定しておりますが、条例制定前の平成3年9月に、2025年を見通しつつ2001年度までの計画として策定し、皆様のお手元にお配りしておりますのが、大阪府新環境総合計画（NEW STEP21）でございます。その後、環境基本条例が平成6年4月に施行されましたことに伴いまして、NEW STEP21の見直しを行ったものが、現行の環境総合計画でございます。

現行の環境総合計画の策定に当たりましては、本日の諮問と同様に、環境基本条例に基づき、計画の基本的事項につきまして平成7年2月に諮問をさせていただき、審議会に専門委員会を設置し、ご検討をいただきました。そして、平成7年9月には専門委員会の報告をもとに答申することが審議会です承され、9月26日にご答申をいただいたものでございます。その後、計画の概要につきまして府民の方々の意見を聴取いたしまして、平成8年3月に環境総合計画という形で策定させていただいたものでございます。

先ほど読み上げさせていただきました諮問の説明にございますように、環境をめぐる情勢の変化や環境に関連する新たな法整備が進み、「環境の世紀」と呼ばれる21世紀を見据えた取り組みが求められる中、循環型社会づくりなど、今日的な課題に対応できる新たな環境総合計画を策定する必要があると考えております。

また、新環境総合計画策定のスケジュールにつきましては、事務局といたしましては、平成13年度中の策定を目指しているところでございます。審議会におかれましては、計画策定に当たり、長期的目標や施策の展開についての考え方など、基本的な事項につきましてご審議を賜りたいと存じます。

続きまして、計画の置かれております状況あるいは背景について、資料に従いましてご説明を申し上げます。事前にお送りしております資料のうち、資料1-2、1-4、1-5につきましては、まことに申しわけございませんが、一部誤植等がございましたので、本日、修正後の資料をお手元にお配りしております。修正後の資料に基づきましてご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、資料1-2「府の環境の状況」についてでございます。

1としては「大気汚染」を掲げてございます。

①二酸化窒素でございますが、二酸化窒素濃度は、ごらんのように、平成8年度以降

はやや改善の傾向にあります。全体としては横ばいの状況にあると認識しているところでございます。その右の図でお示ししております他府県との比較では、関東圏より濃度的に低いレベルにあるという状況でございます。また、その右でございますが、二酸化窒素の環境保全目標達成率は、平成7年度レベルまで回復をしております。他府県との比較でいきますと、その達成率は関東圏よりも高い状況でございます。

②浮遊粒子状物質につきましては、その濃度は、全国平均よりやや高いレベルにございますが、平成8年度より改善傾向にございます。特に環境保全目標の達成率は、平成11年度は一般局で99%、自動車排出ガス測定局で86%と急激に高くなっておりませんが、これは全国的に同様の傾向が見られるということで、現在、国において原因究明等の調査を実施していると聞いているところでございます。

2としては「水環境」でございます。

①の河川の有機汚濁の指標でありますBOD環境保全目標達成率につきましては、ここ5年連続して改善の傾向にございます。他府県との比較で申しますと、下水道普及率の低い地域の測定点が府域に多くあることから、その達成率は低い状況にございます。

②の海域の汚濁指標でありますCOD環境保全目標達成率につきましては、ここ数年、若干変動はございますが、横ばいの状況にあると考えてございます。

資料の裏のページをごらんください。3の「廃棄物」でございます。

①の産業廃棄物につきましては、その発生量は、昭和62年度と平成7年度を記載させていただいておりますが、この8年間で約10%減少いたしております。

②の一般廃棄物につきましては、その発生状況はほぼ横ばいの傾向にあります。

4は「騒音」についてでございます。

①環境騒音（道路に面する地域）の環境保全目標達成率につきましては、ほぼ横ばいの状況で推移しております。なお、平成11年4月に環境基準の評価方法が変更となりましたので、ここでは11年度の数値については記載しておりません。

5は「地球環境」についてでございます。

①大阪府における二酸化炭素排出量は、平成9年度において、平成2年度と比べて4.4%増加いたしております。1人当たりの排出量で見ますと、4都府県中、東京都に次いで低い状況にございます。

6といたしまして「自動車」を掲げております。

これは、大気汚染あるいは地球環境のCO<sub>2</sub>の排出量に密接に関係するということで

掲げておりますが、①自動車保有台数は、平成9年度をピークに、ほぼ横ばいの状況にあります。

②ディーゼル化率は、平成8年度をピークに、減少に転じております。

③低公害車の普及状況につきましては、右から2つ目の図にございますが、天然ガス自動車は順調に増加しておりますし、特にハイブリッド車は大幅に増加をしております。これは、スプリットタイプの「プリウス」とか、そういうものが大幅に出てきたことに起因しているところでございます。

次に、資料1-3「環境総合計画に掲げた主な目標と進捗状況」をごらんください。

現行の環境総合計画では、50項目の具体的目標を掲げ、約500項目の主要施策・事業を体系的にお示ししておりますが、その進行管理といたしまして、環境基本条例に基づき講じようとする施策あるいは講じた施策を府議会へご報告するとともに、環境白書等で公表いたしておりますが、資料1-3におきましては、そのうちの主な目標と進捗状況を取りまとめております。

大気環境につきましては、自動車排出ガスの削減が大型ディーゼル車の走行量の増加や車の大型化などによりまして、達成が非常に厳しい状況にあると考えられるところでございます。現在、国におきましては、新たな自動車排出窒素酸化物総量削減計画の策定に向けて検討がなされているところでございます。

また、大阪湾の水質の改善を目指す化学的酸素要求量(COD)の排出量の削減目標や廃棄物関係、あるいはエネルギー消費量などの目標は、達成が見込まれるところでございます。

自然環境のジャンルでございますが、現在整備中のため池の進捗状況から、ため池の親水空間整備は達成が見込まれております。自然歩道整備につきましては、達成がやや遅れ込むものがあるという状況にございます。

なお、水環境のところでは、下水道の整備のように、目標達成に向けまして次期計画の検討などを行っている項目などもございます。

次に、資料1-4「大阪府環境総合計画の施策の展開に関する計画等一覧」についてでございます。

環境総合計画の施策の展開につきましては、各分野別の計画などがそれぞれの役割を担っておりますが、その計画の概要として、目標年度、数値目標の有無、主な目標の概要とともに、現況のデータを取りまとめさせていただいております。

第1章の「豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進」の項目につきましては、「広域緑地計画」や、府自らの率先実行計画であります「環境にやさしい大阪府庁行動計画」がございます。

第2章の「府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現」の項目では、自動車関係の窒素酸化物総量削減計画、あるいは廃棄物関係の「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」や「ごみ処理広域化計画」などがございます。また、水質では、「生活排水処理計画」や「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」などの計画がございます。

裏面でございますが、第3章の「自然と共生する豊かな環境の創造」の項目につきましては、鳥獣保護事業計画や保安林整備あるいは地域森林計画などの計画がございます。

第4章「文化と伝統の香り高い環境の創造」につきましては、道路環境計画という形でスプリングロード21という計画がございます。

第5章「地球環境の保全に資する環境に優しい社会の創造」につきましては、「地球温暖化対策地域推進計画」や、「エコエネルギー都市・大阪計画」など、それぞれの分野ごとに掲げました計画、あるいは指針等に基づく指導や普及啓発に努めているところでございます。

次に、資料1-5「大阪府環境総合計画策定（平成8年3月）以降の主な環境行政年表」についてでございます。現行の環境総合計画の策定以降の主な環境をめぐる動きといたしまして、法律の制定や改正、あるいは大阪府における条例制定など、主なものを取りまとめております。

大阪府といたしましては、平成8年7月の豊かな環境づくり大阪府民会議において、ローカルアジェンダであります「豊かな環境づくり大阪行動計画」を策定いたしました。また、平成8年11月には、「大阪府分別収集促進計画」を策定いたしました。平成10年2月には、第6次の「大阪地域公害防止計画」を策定いたしました。裏面をごらんいただきたいと存じますが、平成10年8月には、「大阪府建設リサイクル行動計画」を策定いたしました。11年2月には、大阪府本庁舎において環境ISOの認証を取得いたしました。平成12年3月には、「地球温暖化対策地域推進計画」の改定や、大阪府自身の温室効果ガス排出抑制等実行計画の策定、エネルギービジョンであります「エコエネルギー都市・大阪計画」を策定したところでございます。

次に、資料1-6をごらんいただきたいと存じます。「大阪府環境総合計画策定（平成8年3月）以降に公布・改正された主な環境法令等の概要」についてでございます。

その1つが、地球温暖化対策の推進に関する法律でございます。2点目が、ダイオキシン類対策特別措置法でございます。3点目が、俗に言いますPRTTR法でございます。4点目に、循環型社会形成推進基本法と、それに関連する法律の公布や改正がございました。

条例に関しましては、本審議会でご審議をいただきました大阪府環境影響評価条例あるいは生活環境条例にアイドリング行為の禁止等の規定を盛り込んだ改正、あるいは景観条例の制定につきまして、その概要を取りまとめておりますので、参考にしていただければと考えているところでございます。

環境基本条例に基づく環境総合計画の諮問の趣旨及び背景についての説明は、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

相賀会長　ただいまの説明につきまして、何かご意見あるいはご質問がございましたら、よろしく願いします。

小谷委員　環境総合計画を今後進めるに当たって、その観点について3点、意見を述べさせていただきますと思います。

まず第1は、当然のことですが、今度の環境総合計画を環境の回復と保全に役立つものにするということです。大阪府の環境基本条例にも、良好で快適な環境を享受することは府民の基本的な権利であるとうたわれております。その積極面を具体化していくことをぜひお願いしたいということが第1の観点です。

そのように申し上げさせていただくのは、一つは、公害はもう終わったというふうによく言われておりますけれども、大気汚染公害はさらに深刻になっています。例えば、ぜんそくで苦しむ中学校以下の子供たちが年々ふえ続けて、昨年度は、学校の調査によりますと、過去最高になっているという状況です。ぜんそくで苦しむ子供たちは、府内では堺市や大阪市など旧公害の指定地域で市が独自にやっている医療費助成の対象者を見ましても、2万5,000人を超えている状況にあるということです。こういうものは、待ったなしの命と健康にかかわる問題となっております。

ただいまの説明をお聞きしましても、自動車の排ガス問題についての説明にありましたように、自動車排出のNO<sub>x</sub>総量の達成が厳しいと評価されています。結局のところ、自動車の交通量そのものを規制するなど、今後、実効性のある施策を府民に示して、これ以上ぜんそくなどで苦しむ子供たちや成人をつくらぬ抜本的な施策を示していくことが大切ではないかと思えます。

2つ目には、同じく環境基本条例では、環境に優先的に配慮した都市づくりということがうたわれていると思いますけれども、この面におきましても、実際には大型開発が進められておきまして、甲子園球場の185倍もの自然と緑に重大な影響を与えるという国際文化公園都市などが進められて自然と緑が少なくなっている、こういう状況です。今度の計画の中では、環境に優先的に配慮した都市づくりという立場から、こういった点も深く検討していただきたいと思います。

3つ目には、今ご説明いただいた大気汚染とか廃棄物、自然と緑、騒音などは、何年までに実現するかという具体的な数値を示して、実効性のあるものにしていくことが大事ではないかと思います。廃棄物の問題などでも、いろいろ法律がつくられておりますが、それを一工夫、二工夫していくことが今後の課題となってくると思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

事務局（村井課長） ただいまの委員のご指摘につきましては、私どもといたしましても、この審議会の委員のご意見として、逆にご答申なりに反映させていただくような仕組みになるかと考えているところでございます。

相賀会長 ごもったもなご意見でありまして、その辺は、具体的にどうしたらよいかということ専門部会で十分検討していただいて、答申に結びつけたいということですね。

ほかにございますでしょうか。——よろしいですか。それでは、先に進めさせていただきます。

先ほどの説明では、環境総合計画を平成13年度中に策定したいということですので、平成13年の夏までに答申できるように検討を進めたいと思っております。どうぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、議事4の新環境総合計画部会の設置、組織及び運営に移らせていただきます。これは、新環境総合計画にかかわる審議の進め方に関する議題でございます。

私としましては、本日諮問のありました事項等につきまして、本審議会を頻繁に開催して審議を重ねるというのも一つの方法ではありますけれども、先生方、大変多忙であります。毎回お集まりいただき、逐次ご審議いただくことは現実的に大変難しいことであると思っております。そこで、専門技術的な内容を効率的に審議するために、条例第6条第2項の規定によりまして、部会を新たに設置し、検討を行っていただく方がよろしいのではないかと考えております。事務局から、部会の設置及び組織、運営について説明をお願いします。

事務局（村井課長） 事務局からご説明を申し上げます。資料1-7をごらんください。

新環境総合計画部会運営要領案でございます。まず、これを朗読させていただきます。

## 第1 趣 旨

大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、新しい環境総合計画の長期的な目標や施策の展開についての考え方など基本的な事項の調査検討を行うため、大阪府環境審議会に新環境総合計画部会（以下「部会」という。）を置く。

## 第2 組 織

(1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 15人以内

② 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干人

(2) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

## 第3 会 議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

先ほど会長よりお話がございましたように、大阪府では、環境審議会条例をこの3月に改正いたしまして、部会設置の規定を設けました。これは、専門的な分野についてより密なご議論をいただけるように、国の中央環境審議会が取り入れた制度として設けております部会制をとることができる規定でございます。その組織につきましては、平成8年3月に策定いたしました現行の環境総合計画策定時と同様に、審議会の中から専門分野の学識委員15名の先生方をお願いいたしますとともに、今日的な環境問題の解決を図るため、すべての府民、団体、事業者それぞれが主体的に活動を行うことが不可欠になっており、さらにはパートナーシップを組み、ともに行動することが重要でありますことから、環境NGOの方や消費者団体、あるいは事業者の方々にも専門委員としてご参画をお願いしたいと考えているところでございます。

なお、運営要領案の第2、組織の(1)に記述しておりますように、部会に属する委員及び専門委員並びに部会長は、環境審議会条例第6条第3項及び第4項の規定により会長が指名することとなっております。

次に、そのスケジュール等についてでございますが、事務局といたしましては、平成

13年度中の策定を目指しております。このため、本日諮問させていただきました長期的な目標や施策の展開についての考え方など、基本的な事項につきまして、先ほど会長からもお話がありましたように、遅くとも来年夏ごろまでにはご答申をいただき、その後、答申に基づいて計画の概案を作成し、府民や関係者の方々等の意見を踏まえて計画を策定したいと考えております。その関係で、今月末、あるいは来月の初めにも部会でのご審議をスタートさせていただきまして、数回のご審議を経て、今年度末ごろには部会報告として取りまとめていただければと考えているところでございます。

また、府民の方々のご意見をお聞きすることにつきましても、事務局といたしましては、インターネットや府の広報媒体などを活用し、継続して広く意見を求め、適宜、部会に報告するなど、計画の検討段階から、その意見を参考にしてご審議がいただけるよう工夫してまいりたいと考えているところでございます。

委員の先生方には、大変お忙しい中、限られた期間内でご審議をお願いすることになりますが、何とぞ本計画の策定にご理解をいただきまして、ご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

新環境総合計画部会の設置、組織及び運営についてのご説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

相賀会長　ただいまの説明につきまして、何かご質問あるいはご意見がございましたら、よろしく願います。

小谷委員　大変専門的なことが多い内容なので、部会を設置して進めていかれるということだと思います。ただ、今のご説明と、先日ちょっと事務局にもお聞きしましたところでは、審議会そのものは、今回あって、後は部会がまとめられる年度末になるかなということですが、やはり府民に大きな影響を与えることですので、その審議の途中の段階で、審議会としても府民の皆さんの意見などを踏まえた審議を中間的にやっていった方がいいと思いますので、まとめまでに2回以上ぐらい審議会を開いていただきたい、ぜひともこれは私の意見として会長にお願いしたいと思います。

また、今、インターネットなどで広く意見を聞くと言っていましたけれども、個人の皆さんから寄せられた内容を議論する場がやはり大切だと思いますので、そうした意味でも、計画やまとめの段階での意見を聞く場をぜひとも設けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

相賀会長　専門的な内容についてご検討をいただくわけではありますが、その情報はイン

ターネット等々で逐次皆公開するというところでございます。ただ、問題によっては、この審議会をもう一回開いて中間報告を求めないといけない可能性が出てくる場合はあるかもしれないですね。中間報告のための、あるいはそれを審議するための審議会を開くことについては、事務局、いかがですか。

事務局（村井課長） 事務局といたしましては、部会の資料につきましては、必要に応じて委員の先生方にご送付申し上げたいと思っておりますし、そこで中間取りまとめをせよという形になれば、一度審議会にご相談をしながら検討してまいりたいと考えております。

相賀会長 問題によっては、そういう必要があるかないかということを検討しなくちゃいけないということなんでしょうね。本当に必要があれば、中間報告の審議会を開くということのようですが、よろしゅうございますか。

小谷委員 ありがとうございます。よろしく願います。

相賀会長 そのほかにも、ご質問、ご意見、よろしゅうございますでしょうか。——それでは、特にないようですので、条例の第6条第2項に基づきまして、当審議会に新環境総合計画部会を設置することにします。そして、同条第6項に基づきまして、同部会の組織、運営に関する規定を原案のとおり定めることにしたいと思いますが、ご異存ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、特にご異議がないようですので、同部会を設置し、同部会の組織、運営に関する規定を原案のとおり定めることにさせていただきます。ありがとうございました。

次に、議事5の化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画及び総量規制基準の諮問に関する趣旨及び背景につきまして、事務局から説明してください。

事務局（岩崎室長） 環境指導室長の岩崎でございます。

本日お諮りいたしております化学的酸素要求量等に係る第5次総量削減計画及び総量規制基準についての趣旨及び背景につきまして、ご説明申し上げます。お手元の資料2-1、諮問文の裏に諮問の経緯等の説明がございます。内容について、読み上げさせていただきます。

総量規制制度は、昭和53年6月に瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法の一部改正により導入され、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海を指定水域として、昭和55年に第1次COD総量規制が実施され、現在、平成11年度を目標とした第4次COD

総量規制を実施中です。

この経過を踏まえて、中央環境審議会の「第5次水質総量規制の在り方について（答申）」（平成12年2月）において、

- ・大阪湾においては、負荷量の削減に応じてCODが低下する傾向がみられ、総量規制の実施は水質悪化抑止の効果をもたらしたこと。
- ・しかし、指定水域の水質汚濁の状況をみると、有機汚濁の指標であるCODの環境基準の達成率は満足できる状況になく、また、赤潮、貧酸素水塊といった富栄養化に伴う環境保全上の問題が発生しており、一層の水質改善努力が必要であること。
- ・水質汚濁の要因として、富栄養化による内部生産が挙げられ、窒素・磷濃度とCOD濃度の間には一定の量的関係が認められること。
- ・CODの総量規制制度の実効確保に資するために、併せて窒素・磷についても総量規制制度のもとで計画的に削減を図ることが適当であると考えられること。

と示されました。

国においては、これを受けて、平成12年2月に「水質に係る化学的酸素要求量の総量規制基準の設定方法及びに窒素及び磷の総量規制基準の設定方法及び汚濁負荷量の測定方法等の設定」について、中央環境審議会に諮問し、現在同水質部会総量規制基準等専門委員会で調査・検討が行われています。

今後、国において本年11月を目途に、平成16年度を目標年度とする第5次総量削減基本方針を策定し、関係都府県に通知するとともに、調査・検討結果に基づく総量規制基準の値の範囲を定める環境庁告示を改正することとなっております。

関係都府県においては、この基本方針を受け、水質汚濁防止法第4条の3第1項並びに第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、知事が総量削減計画の策定及びそれに基づく総量規制基準を定めることとされております。

つきましては、水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素及び磷に係る第5次総量削減計画の策定、化学的酸素要求量に係る総量規制基準の改定、並びに窒素及び磷に係る総量規制基準の設定について、専門的な見地から、貴審議会の意見を求めるものです。

説明内容は以上でございます。

今後のスケジュールについてでございますが、まことに僭越でございますけれども、国の策定指示に合わせ、来年3月ごろまでにご答申をいただき、平成13年度早々に第5

次総量規制を実施したいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、少し詳しくご説明を申し上げます。資料の2-2の1ページをごらんください。

ここに、総量規制制度の概要をお示ししております。一番上の四角の囲みですが、総量規制が実施されます水域、地域及び項目については、政令により定められます。このうち指定項目は、現在CODだけですが、先ほどご説明しましたように、このたび窒素及び燐が追加されることとなっております。

次に、総量削減基本方針は、内閣総理大臣が、指定水域ごとに環境基準の確保を目途に、現実的に対応可能な範囲で目標値を設定するものでありまして、各都道府県ごとの削減目標量や目標年度等基本的なスケルトンを定め、関係都府県に総量削減計画の策定を通知してまいります。

総量削減計画は、知事が国の総量削減基本方針に従い、発生源別の削減目標量や削減の方途について策定することとされており、今回諮問をさせていただいております一つでございます。

総量規制基準は、総量削減計画の中の削減の方途の一つとして、事業場から排出されます汚濁物質を総量で規制するもので、CODの場合の基本式を例にお示ししておりますが、濃度Cと排水量Qとを掛け合わせた1日当たりの負荷量Lが基準となっております。この対象となりますのは、1日当たりの排水量が50 $\text{m}^3$ 以上の事業場でございます。ちなみに大阪府域には約1,500の事業場がございます。この総量規制基準のCの値は、232に及ぶ業種ごとに環境庁長官が範囲を示してありまして、知事がこの範囲の中で個別具体的に基準値Cを設定することになっております。

今回、CODに加え、新たに窒素、燐についても基準を設定する必要がございます。これにつきましても、専門的な見地からご意見をいただきたく、環境審議会にお諮りさせていただいております。その他、総量規制基準が適用されない汚濁発生源に対しましても必要な措置を講じることとしております。これらをもって、水質汚濁負荷量の削減を図るものでありまして、大阪湾の水質改善を目標としてありますが、あわせて各河川の水質改善にも資するものでございます。

次に、2ページをお開きください。ここでは、平成8年に策定いたしました現行の第4次COD総量削減計画の概要等についてご説明いたします。

まず、第4次総量削減計画の目標でございますが、平成11年度の削減目標量は、生活

排水80 t、産業排水24 t、その他8 tの合計 112 tで、平成6年度の 122 tよりも10 t削減することといたしております。

次に、削減目標量の達成の方途及び実施状況ですが、平成8年7月に総量規制基準の改定を行いまして、基準の遵守はもとより、処理施設の設置等、汚濁負荷削減のための各種対策についての指導を実施してきたところでございます。

生活排水に対しましては、下水道の整備促進等を実施し、大阪府全体で平成10年度末で80.5%の普及率となっており、この4年間で8.2%の上昇がございました。また、合併処理浄化槽等の整備促進については、表にお示ししているとおりでございます。

3ページをごらんいただきたいと思っております。その他小規模排水対策等を実施しておりますが、特に生活排水対策につきましては、平成11年度末までに新たに和泉市、富田林市、太子町等10地域を水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定するとともに、府域全体で各種啓発活動を行ってきたところでございます。

その他、ここにお示したような各種対策を実施してきたところでございます。

4ページをお開きください。上の図は、昭和54年度からの大阪府域で排出されるCOD負荷量の推移を示したものでございます。これまで4次にわたる計画の実施によりまして、当初の 190 tから逐次削減がなされております。第4次の目標である平成11年度の 112 tまで、段階的に削減されております。なお、平成11年度の排出量については、現在算定中でございますが、112 tは達成する見込みでございます。

また、下の図は、大阪湾のCOD濃度分布を第1次総量規制スタート時から経年的に示したものでございまして、COD負荷量の削減に伴い、徐々にではありますが、全体として低濃度の海域が広がり、4 mg/Lの水域はほとんど見られなくなるなど、水質の改善がうかがえます。

これに対しまして、大阪湾のCODの環境基準でございますが、大阪湾は大きく3つに類型指定されております。湾奥部、すなわち沿岸部の領域約2 km程度がちょうど平成9年～平成11年度の図の3.0のコンターより陸側になりますが、ここが8 mg/Lと類型指定されております。そこから3 kmから8 km程度沖合までは3 mg/L、残りの海域が2 mg/Lと類型指定されております。達成状況をこれで見ますと、湾の一番奥の8 mg/Lは達成されてございまして、次の3 mg/Lもおおむね達成してございまして、一番中央になります2 mg/Lについては達成されておられません。達成するためには、図にあります

2.0のコンターが関空あたりまで伸びてくる必要がございます。

次に、5 ページに、窒素・磷の削減の概要をお示ししております。

削減指導方針は、瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき、平成8年7月に定められたもので、目標年度の平成11年度におきまして、公共用水域に排出される窒素及び磷の量を、それぞれ現状より減少させることといたしております。この目標を達成するために、(1)から(4)までの対策を実施しております。特に(2)の産業系に係る方途につきましては、下段の2に示します削減指導要綱を制定し、事業場から排出される窒素及び磷の濃度について、業種、排出量の区分ごとに維持すべき水質管理値を定め、指導してまいったところでございます。

6 ページをお開きください。ここには、先ほど触れさせていただきました本年2月の中央環境審議会の「第5次水質総量規制の在り方について」の答申の概要をまとめさせていただいております。この内容につきましては、諮問の経緯等の中でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

7 ページをごらんください。これが、今回策定されることとなりますCOD、窒素、磷の総量規制基準式を具体的な形でお示したものでありまして、それぞれの基準値の定数C、N、Pは、業種区分、設置年月日の区分ごとに定められております。非常に複雑な式となっております。

そのイメージについては、7 ページの一番下の表にお示ししております。例えばA、B、Cという業種が、232の業種ごとに環境庁長官が示す設置年月日による範囲の中で、排水の水質の実態や排水処理技術の水準、水質に影響する製造生産技術の内容等を精査いたしまして、府域の実態に即して個別具体的な基準値を設定する必要があるわけでございます。

非常に専門的な内容で恐縮でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

相賀会長 ただいまの説明につきまして、ご意見あるいはご質問がありましたら、どうぞよろしく申し上げます。

CODと窒素と磷の総量規制であります。こういう趣旨に沿って専門部会で検討していただくということでもあります。とにかく急いでいるということで、平成13年度早々に実施したいということでもありますので、来年3月に答申できるように検討を進めたいということでもあります。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、そういうことを検討する部会ではありますが、議事6の水質総量規制部会の設置、組織及び運営に移らせていただきます。これは、先ほどの議題4と同様に、水質総量規制についても部会の設置及び組織、運営について規定を定めるものでございます。それにつきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局（岩崎室長） それでは、水質総量規制部会の設置及び部会の組織、運営について、ご説明をいたします。資料2-3をごらんください。

まず、運営要領案を読み上げます。

#### 大阪府環境審議会水質総量規制部会運営要領（案）

##### 第1 趣 旨

大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3の規定に基づく第5次総量削減計画及び法第4条の5の規定に基づく総量規制基準について、専門的な見地から調査検討を行うため、大阪府環境審議会に水質総量規制部会（以下「部会」という。）を置く。

##### 第2 組 織

(1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 2人

② 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干人

(2) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

##### 第3 会 議

部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

##### 第4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。以上が部会運営要領案でございます。

大阪府では、過去4回の総量規制基準の設定等に当たりまして、公害対策審議会、環境審議会の専門委員会でご検討いただいていたところでございます。今回は、先ほど環境総合計画の部会要領案の中でもご説明がありましたとおり、専門的な検討事項について部会でご審議いただくことになってございます。この水質総量規制に関しましても、

水質総量規制部会を設置し、ご検討いただきたいと考えております。

委員及び専門委員につきましては、前回までの専門委員会と同様に、水質汚濁の原因となる工程や排水処理技術あるいは海域の水質汚濁のメカニズム等にご造詣の深い各方面の先生方をお願いしたいと考えております。

最後に、部会のスケジュールにつきましては、まことに僭越ですが、国の規制基準の設定や基本方針の策定等の動きに合わせまして、この秋ごろから4回程度のご審議をいただき、3月ごろには検討結果を取りまとめていただきまして、本審議会にご報告いただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

相賀会長 何かご意見あるいはご質問がございましたら、どうぞ。——特にならぬようでございますので、当審議会に水質総量規制部会を設置することとし、同部会の組織、運営に関する規定をただいま説明がありました原案のとおり定めることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、異議なしということでございますので、同部会を設置し、同部会の組織、運営に関する規定を原案のとおり定めることにさせていただきます。

次に移ります。議事7であります。水質測定計画部会の組織及び運営についてでございます。水質測定計画部会の設置につきましては、先ほどご審議いただきました2つの部会と異なりまして、既に条例の第6条第1項で同部会を置くことが定められております。このようなことから、本審議会でご審議いただきますことは、同部会の組織、運営に関する事項のみでございます。それでは、事務局の方から説明をお願いします。

事務局(吉田所長) 大阪府公害監視センターの吉田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、水質測定部会の組織、運営についてご説明をさせていただきます。

まず、資料3-1でございますが、上から数段後に「参考」というのがございます。水質測定計画とはどういうものを少し説明させていただきたいと思っております。

水質測定計画につきましては、水質汚濁防止法第16条第1項で、知事は毎年、国の地方行政機関の長と協議して、大阪府域の水質の測定に関する計画を作成するものとしてされております。また、水質汚濁防止法第21条第1項で、水質測定計画のような水質

の汚濁の防止に関する重要な事項につきましては、審議会が知事の諮問に応じて調査審議し、または知事に意見を述べることができることになってございます。こういうことから、毎年、審議会に水質測定計画の内容につきましてお諮りをして、計画策定をするということを進めております。

平成12年度の水質測定計画につきましても、本府と近畿地方建設局あるいは大阪市等、水質汚濁防止法に係る調査等をやっておられます機関と協力して案を作成しまして、昨年12月20日に第13回の環境審議会を開催していただき、そこで諮問いたしました。そして、即日答申を受けた後で、知事が計画を策定した、こういう流れでございました。

平成13年度の水質測定計画につきましても、同様に準備作業をいたしまして、12月に水質測定計画部会の開催をお願いし、ご審議をいただきたいと考えているところでございます。なお、ご審議いただきます部会につきましては、今後ともおおむね12月ごろの時期に開催いただくことを考えているところでございます。

この水質測定計画は、関係機関の水質測定が統一的かつ効率的に実施できるように策定をいたしてございまして、公共用水域の測定計画は、河川あるいは海域の水質、それから海域の底質の汚濁状況を監視しております。また、地下水質の測定計画につきましては、府域全体の地下水の水質を把握するという概況調査、あるいはその概況調査等によりまして発見された汚染の状態、範囲を確認する汚染井戸周辺地区調査、さらには汚染井戸の周辺地区調査によりまして確認された汚染の継続的な監視をする定期モニタリング調査、こういったものを包含して地下水の汚濁状況を監視いたしてございます。

資料3-2をお開きいただきます。大阪府環境審議会水質測定計画部会運営要領案でございまして。

## 第1 趣 旨

この要領は、大阪府環境審議会条例（平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により大阪府環境審議会（以下「審議会」という。）に設置する水質測定計画部会（以下「部会」という。）の組織及び運営について定める。

## 第2 組 織

(1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

- ① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 4人以内——これは学識経験者の方ということでございます。

② 条例第2条第1項第3号に規定する委員 3人以内——これは市町村長の委員でございます。

③ 条例第2条第1項第4号に規定する委員 3人以内——これは国の関係地方行政機関の長の委員でございます。

④ 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干人

(2) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

### 第3 会 議

(1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(2) 部会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(3) 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(4) 第2(1)②及び③に掲げる者——すなわち市町村長及び国の関係地方行政機関の長——につき指名された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与することができる。

(5) 部会の決議は、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることが必要と認めた場合はこの限りではない。——これにつきましては、条例第6条第7項では、審議会はその定めるところにより、水質測定部会の決議をもって審議会の決議とすることができるという条文がございまして、この条文を受けた規定でございます。

(6) 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

以上が、大阪府環境審議会水質測定計画部会運営要領案でございます。

先ほど申し上げましたように、この部会につきましては、事務局の方で関係の機関の方々と計画内容の調整をさせていただいた後に、おおむね12月ごろに部会の開催をお願い申し上げたい、かように思っております。どうぞよろしく願いいたします。

相賀会長 ただいまの説明につきまして、ご意見あるいはご質問がございましたら、どうぞよろしく願いします。——よろしゅうございますでしょうか。特にないようですので、水質測定計画部会の組織、運営に関する規定を原案どおり定めるということで、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、同部会の組織、運営に関する規定を原案のとおり定めることにさせていただきます。

なお、設置が決まりました3つの部会の各部会に属する委員、専門委員並びに部会長についてでございますが、条例第6条第3項及び第4項によりまして、会長が指名することになっております。後日、私の方から指名させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、この件につきましては、決定し次第、それぞれの委員の皆様にも事務局の方から連絡させていただきますので、それも含めてどうぞよろしくお願い申し上げます。

議事8、部会の会議の公開に移らせていただきます。

府の施策・計画立案などで重要な役割を果たしております審議会は、その審議過程を府民に明らかにし、審議会のより公正な運営の確保を図るとともに、原則としてこれは公開ということになっております。この趣旨に沿いまして、先ほど決議いただきました3つの部会の会議も公開にさせていただきたいのでありますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしということでございますので、3部会とも、会議は公開とさせていただきます。

これをもちまして、本日の議題はすべて終了しました。長時間にわたり貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。本日、各部会を立ち上げましたが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

事務局の方から閉会のあいさつがあるようですので、よろしくお願い致します。

司会(前川補佐) 委員の皆様方には、どうもありがとうございました。

閉会に当たりまして、古財環境農林水産部長から一言ごあいさつ申し上げます。

古財環境農林水産部長 先生方には、本日、長時間にわたりまして熱心なご議論を賜り、まことにありがとうございました。

先生方ご承知のとおり、知事も冒頭、ごあいさつで申し上げましたとおりでございますが、環境問題はますます多様化、複雑化しております。大阪におきましてもその例外でございませんでして、自動車問題、ダイオキシン、ごみ等々、大都市圏特有の課題を多く抱えております。委員の先生方には、今後、新しい環境総合計画と水質の総量削減

計画の策定に向けてご審議をお願いするわけでございますが、豊かな環境の保全と創造に向けまして、府民、事業者、行政、相互のパートナーシップを構築し、環境に負荷をかけない循環型都市づくりをこの大阪においても進めてまいりる上において、いろいろとご指導賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

本府といたしましても、大阪発信で全国のモデルとなるような計画を策定したいと考えておりますので、今後ともご指導賜りますよう、重ねてお願いを申し上げる次第でございます。

本日は、長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。

司会（前川補佐） 本日の審議会は、これで閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。今後とも、どうぞよろしくお願ひします。

閉 会 午後 3 時 21 分